

令和2年度 第9回高田区地域協議会 次 第

日時：令和2年11月16日（月）
午後6時30分～
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

- 1 開会
- 2 議題等の確認
- 3 報告
 - (1) 諮問第59号（（仮称）旧今井染物屋）、諮問第60号（旧師団長官舎）の答申について
 - (2) 諮問第59号（（仮称）旧今井染物屋）、諮問第60号（旧師団長官舎）の答申に対する回答について
 - (3) 高田地区町内会長協議会三役と高田区地域協議会正副会長との意見交換について
- 4 議題
 - (1) 自主的審議事項に関する協議について
 - (2) 令和2年度地域協議会の活動計画について
- 5 事務連絡
- 6 閉会

■今後の予定

- 11月30日（月）研修会（福祉交流プラザ）
- 12月21日（月）地域協議会（福祉交流プラザ）
- 1月18日（月）地域協議会（福祉交流プラザ）



令和2年10月21日

(宛先) 上越市長

高田区地域協議会
会長 本 城 文 夫

(仮称) 旧今井染物屋の管理の在り方について (答申)

令和2年9月7日付け上文振第32308号で諮問のあった、諮問第59号 (仮称) 旧今井染物屋の管理の在り方について、下記のとおり答申します。

記

当該施設の開館時間、休館日の設定について、支障ありと判断します。

(理由)

○市は当該施設について、高田小町周辺エリアの魅力向上を図り、街なかへの誘客と回遊を促し、賑わいの創出を図ることを事業目的としています。その視点から考えると、周辺の施設 (町家交流館高田小町、ミューゼ雪小町など) が午前9時開館であることも踏まえ、例えば、朝市に来た地域住民や観光客からも寄ってもらえるような開館時間にするなど、休館日も含め、状況に応じて柔軟な対応がとれるよう再検討をお願いします。



令和2年10月21日

(宛先) 上越市長

高田区地域協議会
会長 本城 文夫

旧師団長官舎の管理の在り方について (答申)

令和2年9月7日付け上文振第32309号で諮問のあった、諮問第60号 旧師団長官舎の管理の在り方について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

当該施設の公開時間、休館日の設定について、支障なしと判断します。

(附帯意見)

- 施設の利活用事業者がレストランを営業する中であっても、公開時間内に訪れた見学者（市民及び観光客）に対し、丁寧な案内・誘導がなされるようにしてください。
- 市が進める街なかへの誘客と回遊の促進、賑わいの創出を図る観点から、観桜会や観蓮会、本町商店街のイベントなど、状況に応じて公開時間や休館日を柔軟に対応するよう要望します。

写

上文振第38866号
令和2年11月12日

高田区地域協議会
会長 本城文夫様

上越市長 村山秀幸
(企画政策部文化振興課)



(仮称) 旧今井染物屋の管理の在り方について (通知)

令和2年10月21日付けで答申のあった諮問第59号(仮称) 旧今井染物屋の管理の在り方について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり(仮称) 旧今井染物屋の管理の在り方について、令和2年上越市議会12月定例会に所要の条例案を提出します。

なお、答申の理由とされた内容を再検討した結果について、次のとおり回答します。

- 市は当該施設について、高田小町周辺エリアの魅力向上を図り、街なかへの誘客と回遊を促し、賑わいの創出を図ることを事業目的としています。その視点から考えると、周辺の施設(町家交流館高田小町、ミュゼ雪小町など)が午前9時開館であることも踏まえ、例えば、朝市にきた地域住民や観光客からも寄ってもらえるような開館時間にするなど、休館日も含め、状況に応じて柔軟な対応がとれるよう再検討をお願いします。

(回答)

- ・当施設は、市の文化財として保存するとともに、雪国高田の風土産業であるバテンレースを基軸とした常設工房を設置するなど、地域文化の継承・発信を行う拠点施設として運用していくこととしています。
- ・当施設を単なる貸館・見学のための施設ではなく、こうした地域文化の継承・発信施設として効果的・効率的に運営していくという観点に加えて、現在の高田駅周辺地区における人の動きも勘案し、改めて諮問のと通りの開館時間及び休館日が適当であると判断したところであります。
- ・このほか、これまでと同様に団体や学校等から開館時間外や休館日における見学、体験等の希望があった際は、状況に応じて対応してまいります。



町部まちづくりセンター

・なお、こうした判断に至った経緯としては、次のとおりであります。

当施設では、開館後、バテンレースを製作し製品に仕上げる作業の一端や、材料となるブレードを作る織機を稼働させている様子など、実際のバテンレースの製作過程等を来館者にご覧いただくことを予定しています。

そのためには、専門的な技術を有するバテンレース従事者ができる限り在館し、実演展示できる体制を整えていくことが必要となることから、当施設の供用開始に向け、この間、市内のバテンレース事業者と協議を重ね、最大限の協力をいただくことを確認してきました。

実際の運営に当たっては、当該事業者の人員体制にも配慮する必要があり、協議を進める中で、実演展示を安定的に継続していくための現実的な対応を考慮したものであります。

あわせて、高田駅周辺地区における午前中の人々の動きの実態を改めて確認し、上記の判断に至ったところであります。



上文振第38869号
令和2年11月12日

高田区地域協議会
会長 本城文夫 様

上越市長 村山 秀幸
(企画政策部文化振興課)



旧師団長官舎の管理の在り方について（通知）

令和2年10月21日付けで答申のあった諮問第60号旧師団長官舎の管理の在り方について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり旧師団長官舎の管理の在り方について、令和2年上越市議会12月定例会に所要の条例案を提出します。

なお、附帯意見について、次のとおり回答します。

- 施設の利活用事業者がレストランを営業する中であっても、公開時間内に訪れた見学者（市民及び観光客）に対し、丁寧な案内・誘導がなされるようにしてください。

(回答)

公開時間内における来館者への対応については、施設の利活用事業者の募集時における利活用の条件としておりますが、丁寧な案内・誘導がなされるよう、改めて当該事業者と具体的な協議を進めてまいります。

- 市が進める街なかへの誘客と回遊の促進、賑わいの創出を図る観点から、観桜会や観蓮会、本町商店街のイベントなど、状況に応じて公開時間や休館日を柔軟に対応するよう要望します。

(回答)

現在の高田駅周辺地区における人の動きを勘案し、諮問のとおり公開時間及び休館日により運営してまいりたいと考えておりますが、これまでと同様に団体や学校等から公開時間前や休館日における見学の希望があった際は、状況に応じて対応してまいります。



38924
明部まちづくりセンター

令和2年度高田区地域協議会の自主的審議事項について

(第8回高田区地域協議会で決定)

自主的審議事項①

(タイトル)

稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について

(提案者)

杉本委員

(概要)

令和元年の台風19号による関川の増水により、稲田橋付近の河川敷に土砂が残置されている。土砂をそのままにしておくと、水害による被害を大きくする可能性があるため、関係機関による土砂の撤去が早期に行われるよう、地域協議会としての意見を取りまとめることを審議する。

自主的審議事項②

(タイトル)

高田区における「内水ハザードマップ」作成及び住民への周知について

(提案者)

杉本委員

(概要)

令和元年10月に国土交通省から自治体に対し、浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めるよう通知された。昨年の台風19号、今年の豪雨等によって内水氾濫が発生していることから、高田区における内水ハザードマップの作成及び住民への周知について、地域協議会としての意見を取りまとめることを審議する。

(案)

令和2年度高田区地域協議会委員視察研修について

- 1 目的 「稲田橋付近の河川敷の土砂撤去」及び「高田区における内水ハザードマップ作成及び住民への周知」に関する自主的審議を行うことから、現状を把握し審議に生かすため、稲田橋付近の河川敷、関川への雨水排水施設等を視察する。
- 2 視察箇所 稲田橋付近河川敷～水戸の川排水機場～本城町排水区雨水整備工事現場
- 3 施設管理者 国土交通省高田河川国道事務所（水戸の川排水機場）
上越市（河川海岸砂防課、下水道建設課）
- 4 開催日時 令和2年11月26日（木）
- 5 視察行程
13：30 高田公園第6駐車場集合
出発（マイクロバスで移動）
13：40 稲田橋付近河川敷
14：00 水戸の川排水機場（高田河川国道事務所）
（～14：30）
14：35 本城町排水区雨水整備工事現場（下水道建設課）
（～15：05）
15：15 高田公園第6駐車場解散

上越市地域協議会の一層の活性化に向けた検証結果報告書（抜粋）

平成27年1月

上越市地域協議会検証会議

3-2 地域協議会と住民との関係

実績

地域協議会は、各区を代表する機関であり、その委員は、公募公選制のもとで選任されている。この意味で、地域協議会に制度上・形式上の代表性が担保されていることはいうまでもない。一方、各区には、町内会、「住民組織」のほか、住民に身近な多くの市民・住民団体がある。地域協議会は、これまでの諮問・答申や自主的審議、地域活動支援事業の審査をとおして、一般住民やこれらの団体から、徐々に実質的な代表性も認められつつあるが、今後は、その方向をよりたしかなものとするのが課題となっている。

地域協議会からの意見

住民との関係では、「委員が地域課題や住民の意見を把握できていない」、「協議内容がうまく地域に伝わっていない」との意見がある。また、町内会や市民・住民団体との関係については、「地域協議会を住民の代表とすると、町内会長との関係で齟齬をきたす」、「事業主体となる団体との軋轢がある」という意見がある。

考え方

地域協議会は、地域住民の声を広く聞き、地域固有の課題について議論を深める場である。この意味では、地域協議会はあくまで議論と意思決定を担う機関であり、地域の活動を実際に担っているのは、町内会、「住民組織」、市民・住民団体などである。こうした関係から、地域協議会は、これら諸団体と定期的に意見交換の機会をもつことが望ましい。地域協議会の会議の場に、当該事案に関わりの深い住民や諸団体の代表を招き、意見を聞く機会も日常的にあっていい。地域協議会が住民から代表性を認められ、住民と行政の協働の要となるためには、地域協議会が、各区の諸課題にかんする住民の意見を広く吸い上げ、議論する場として実質的に機能することが前提となる。

とくに「地域を元気にするために必要な提案事業」の導入によって、地域協議会、町内会長協議会、「住民組織」、総合事務所（まちづくりセンター）の4者が課題を協議し、これに協働で取り組む必要性が認識されつつある。事業の決定主体が地域協議会である以上、地域協議会が協働の要となることは明白であるが、これを実質化できるかどうかは課題である。その際、総合事務所あるいはまちづくりセンターの果たす役割がきわめて重要になることはいうまでもない。

3-3 地域協議会と各種の市民・住民団体との関係

考え方

地域協議会が果たす役割のうち、とくに、地域の諸課題についての自主的審議と、地域住民の声を拾い上げる意見表出に取り組む場合、従来の議会形式のような会議の運営方法

では、意見が出しづらいと推察される。その際に有効と考えられるのは、地域協議会の委員だけでなく、区内の一般住民や各種の市民・住民団体の関係者も交えたワークショップ形式の議論の場をもつことである。こうした会議をつうじて、何が地域の課題なのか、何を自主的審議として取り上げるのかというところから、開かれた場で広く議論していくことで、委員だけでは気付かないさまざまな意見が浮かび上がり、地域の意見をより適切に集約することが期待できる。かりに集約に至らなかったとしても、その議論の結果を住民に返すことで、地域協議会の意義や存在感が広く認められ、地域協議会にたいする信頼感が増すことにもつながるだろう。

上記のワークショップでは、なるべく幅広い住民のさまざまな意見を引き出し、拾い上げ、まとめていくことが必要であり、その役割を地域協議会の委員に求めるのは困難である。そこで、会議の進行やコーディネートを外部の市民・住民団体に支援してもらうことが考えられる。このことは、当該区の住民ではなかなか気付かない視点を提供し、課題を認識させてくれるという意味でも効果的である。

ただし、こうしたワークショップ形式の会議をもつことは、すべての区で強制的におこなうのではなく、現在おこなわれ始めている地域協議会と各種の市民・住民団体との意見交換会を延長するかたちで、いずれかの区でモデル的に始めてみるとよい。これを参考に、他の区でも、実情に合わせてアレンジして、徐々に始めればよい。

注意したいのは、こうしたワークショップ形式の会議をさらにもつことで、委員の負担感が増すことにつながりかねないという点である。この懸念にたいしては、まず、現在の業務量をできるだけ減らす方策を考えることである。たとえば、「2-1 諮問のあり方」の項で述べているように、諮問の内容をよく精査したうえで、あまり重要でないと判断される事案については諮問しなくてもよい。また、「13 区」には事務局をもつ「住民組織」があり、「15 区」には単位町内会の会長の集まりである町内会長協議会があることから、地域協議会がワークショップを実施する際には、これら「住民組織」や町内会長協議会と共催のかたちをとり、これらをもつ回路を有効に活用して、区内の一般住民や各種の住民団体に広く参加を呼び掛けるといいだろう。

さらに、地域の課題に向き合う際に必要な視点として、地域の人口動態や住民の健康状態など自分たちの地域の実態について、地域協議会委員が認知していることも重要である。これらの情報は住民の声を聞くだけで得られるものではないため、行政から積極的なデータ提供などが行われる学習機会を設定することが望ましい。

なお、現状の地域協議会の課題のひとつとして、専門性が高い大量の行政文書が討議資料として提示されたときに、時間的な制約もあつて、内容がよく理解されないまま議論が進んでしまうということが指摘されている。この場合にも、地域協議会の委員の理解を助けるために、あるいは、行政とは違った角度からの見方や情報を提供するために、外部の市民・住民団体が支援することも考えられる。